

鈴鹿市告示第92号

騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成12年総理府令第15号）別表備考の規定に基づく市長が定める区域を次のとおり定め、平成24年4月1日から施行する。

平成24年3月30日

鈴鹿市長 末松則子

- 1 a 区域は、本市の区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項の規定により定められた第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域とする。
- 2 b 区域は、本市の区域のうち、都市計画法第8条第1項の規定により定められた第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域とする。
- 3 c 区域は、本市の区域のうち、都市計画法第8条第1項の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とする。